

養老町教育委員会定例会

1. 開催日時 平成28年4月5日 午前9時54分

2. 開催場所 養老町役場 3階第2会議室

3. 議事日程

- 日程第1 報告第1号 養老町教育委員会事務局職員の異動について
日程第2 議案第17号 専決処分の承認について（養老町立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部改正について）
日程第3 議案第18号 専決処分の承認について（養老町体育施設条例施行規則の全部改正について）
日程第4 議案第19号 専決処分の承認について（平成27年度就学区域の指定学校変更の承認について）
日程第5 議案第20号 養老町スポーツリーダーバンク設置要綱について
日程第6 議案第21号 平成28年度準要保護児童生徒の認定について

4. 出席者

並 河 清 次 教育長
黒 田 孝 史 委 員
藤 田 高 明 委 員
栗 田 千 里 委 員

事務局長始め、事務局職員4名 ※傍聴者0名

町民憲章朗唱

5. 審議概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、日程に従いまして、進めさせていただきます。 職務代理者の黒田委員様、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第1号 養老町教育委員会事務局職員の異動について、説明を求める。</p>
<p>事務局長</p>	<p>資料に基づき説明する。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第17号 専決処分の承認について 養老町立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部改正について説明を求める。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>資料に基づき説明する。</p>
<p>議 長</p>	<p>専決処分の報告でございますので、承認ということによろしいですか。 「はい、異議なし」の声あり。 では、原案通り承諾するものとします。議案第18号 専決処分の承認について 養老町体育施設条例施行規則の全部改正について説明を求める。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>資料に基づき説明する。</p>
<p>議 長</p>	<p>先ほどと同様、専決処分の報告でございますので、承認ということによろしいですか。 「はい、異議なし」の声あり。 では、原案通り承諾するものとします。議案第19号 専決処分の承認について 平成27年度就学区域の指定学校変更の承認について説明を求める。</p>

	<p><非公開></p>
議 長	<p>議案第20号 養老町スポーツリーダーバンク設置要綱について説明を求める。</p>
スポーツ振興課長	<p>資料に基づき説明する。</p>
議 長	<p>趣旨はよいと思いますが、非常に登録条件が厳しいようにと思いますが。この条件をクリアできる方はみえるのでしょうか。</p>
スポーツ振興課長	<p>スポーツ要件が厳しいというご質問ですが、現行の競技団体の指導者は指導登録として公認指導者等の資格を取得してみえます。各種競技団体からご紹介をいただきながら申し込み登録要請をしていただくようお願いしております。スポーツ推進委員という方がおみえになります。</p> <p>また、各地区の体育委員さんの中でもスポーツ愛好者、特に文言の中に教育委員会が認めた者、ふさわしい方もおみえになると思っております。要件についてはクリアできるのではないかと思います。</p>
委 員	<p>この報酬というところですが、時間に関係なく5,000円ですが、1日でも1時間でも5,000円というのはどうなのでしょう。</p>
スポーツ振興課長	<p>報酬に関しては、5,000円というのは最低です。有能な資格を持っておられる方とかいう話になると、90分程で1万以上します。逆にボランティアに近い形で協力してくださいという意味合いで統一したということでございます。</p>

教 育 長	部活動の派遣の方は、もっと低額です。1時間1,000円くらいですか。5,000円というのは、上限ということです。教育委員会で細則は決めなくてはならないと思います。ただ、お金儲けのためではないということです。
スポーツ振興課長	部活動の民間派遣も含め、今後の兼ね合いとしてスポーツリーダーバンクに登録いただき、そこから派遣するなどの調整は必要と思います。
委 員	イベントとか企画されたものだけでなく、授業への派遣などは考えてはみえますか。
スポーツ振興課長	学校授業でしょうか。リーダーバンクの設置の目的は、学校現場である学校への派遣事業ではございません。民間の諸団体がサークルを作ったりする時の指導者の養成が必要というときに派遣して、スポーツ活動に関しての基本知識、基本能力、基本運動連携という指導を仰ぐための事業とお考えください。
委 員	夏休みなら水泳教室を行っているので、そういった時にきていただくということとはできないのですか。
スポーツ振興課長	そのような派遣ではありません。
教 育 長	第5条の1をみると、該当するのではないのですか。
スポーツ振興課長	町立学校への派遣というのは、体育の授業ということではなく、体育祭への基本的指導派遣や部活動への派遣です。通常の授業ではありません。

委員	<p>授業への派遣はないということですが、体育授業への派遣依頼があった場合、5,000円の出所は、主催者である学校の負担ということでしょうか。</p>
スポーツ振興課長	<p>要請された主催者側でお支払いいただきます。</p>
委員	<p>派遣依頼をお願いしたくても、学校で予算がなければ派遣依頼できないということですか。</p>
スポーツ振興課長	<p>スポーツ振興課としましては、主催されたところでお支払いいただくということとなります。</p>
委員	<p>登録の申請の時に、免許状のコピーを取っていただくなどの手続きをお願いします。</p>
スポーツ振興課長	<p>登録申請時に添付書類としてあげさせていただいております。</p>
議長	<p>虚偽があるといけませんので、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>昔体操をやっていたという人が、体育の授業で前転をやっていたとか、教師がなかなか見本を見せれない時にそういったお手伝いをしたいとお話をくださった方がみえました。そういったお話があったときに派遣していただけるのなら、ありがたいなと思います。</p>
事務局長	
スポーツ振興課長	<p>平成28年度、保育園・幼稚園の先生を集めて、体育指導ができる職員研修を実施します。部活動につきましては、経験者が部活の担任ではないということが、ほとんどだと</p>

議 長	<p>思われます。スポーツ振興課としては、スポーツ愛好者を増やすことを第一とし、その後に競技力向上という部分がついてくると考えております。スポーツの好きな子どもたちをつくっていくことの一部とご理解いただければありがたいです。</p> <p>その他ご質問等ございませんか。承認ということによろしいですか。</p> <p>「はい、異議なし」の声あり。</p> <p>では、原案通り承諾するものとします。</p> <p><以下非公開></p> <p>議案第21号 平成28年度準要保護児童生徒の認定について</p>
-----	--

6. 各教育委員 意見交換
7. 事務局 連絡事項
8. 教育長 報告

次回の開催日時を確認し閉会 閉会 午前11時50分